

銚子市スポーツ・文化活動推進奨励金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、スポーツ活動又は文化活動において全国大会等に出場した個人又は団体に対し、銚子市スポーツ・文化活動推進奨励金を交付することにより、本市のスポーツ及び文化活動の推進を図ることを目的とする。

（交付対象者等）

第2条 銚子市スポーツ・文化活動推進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付の対象となるものは、スポーツ・文化活動により地区大会、予選会等を経て全国大会等に出場したもの（監督、コーチ、マネージャー、指導者等は除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）次のいずれかに該当する者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

ウ 市内に存する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）に在学する者

（2）次のいずれかに該当する団体

ア 市内に存する学校

イ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者で構成する団体

ウ 市内を拠点に活動する団体であって、市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、本市の各種競技大会等参加費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受ける者又は他自治体から同様の趣旨による奨励金、補助金等の交付を受ける者は、交付対象としない。

（対象となる全国大会等）

第3条 奨励金の交付対象となる全国大会等は、市長が別に定める。

（奨励金の交付額等）

第4条 奨励金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 個人 1人当たり1万円

(2) 団体 構成員1人当たり1万円（ただし、1団体につき10万円を限度とする。）

2 奨励金の交付は、当該年度内においてスポーツの分野又は文化の分野においてそれぞれ1回を限度とする。また、同じ分野において、個人又は団体の両方で奨励金の交付を受けることはできないものとする。

（交付申請等）

第5条 奨励金の交付を受けようとする団体の代表者は、全国大会等が終了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに銚子市スポーツ・文化活動推進奨励金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 全国大会等の要項の写し

(2) 全国大会等の結果又は出場がわかる書類

(3) 団体の場合は、全国大会等に登録した者に係る名簿又はそれに準ずる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査して奨励金の交付の可否を決定し、銚子市スポーツ・文化活動推進奨励金交付決定（却下）通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の決定をもって、奨励金の額の確定があったものとみなす。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、前条の規定による奨励金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付

決定の一部又は全部を取り消し、又は交付決定の内容を変更することができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付決定又は交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消し、又は交付決定の内容を変更した場合において、既に交付した奨励金があるときは、当該奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(スポーツ又は文化振興への協力)

第8条 奨励金の交付を受けたものは、本市のスポーツ又は文化振興に資するため、次の各号に掲げる事項に積極的に協力するものとする。

(1) 市の広報紙、ホームページ等への紹介記事の掲載

(2) 市が主催又は共催するスポーツ又は文化事業への参加

(3) その他スポーツ・文化振興に関する事項

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。